

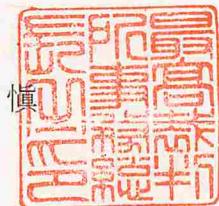
最高裁秘書第1648号

令和2年7月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書の開示についての通知書

4月14日付け（同月16日受付、第020075号）で申出があり、7月17日付け（同月20日受付）で補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

裁判官会議（第4回）議事録抜粋（片面で2枚）

2 提供しないこととした部分とその理由

1の情報には、個人識別情報（署名及び印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

裁判官会議（第4回）議事録

令和2年2月5日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林景一、深山、三浦、草野、宇賀、林道晴、岡村各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

1 秘書課関係事項について

大須賀秘書課長から、資料第1に基づき、行政文書等の開示請求に係る意見照会への対応に関する事項等について説明があり、原案どおり決定した。

午前10時46分終了

議 長



秘書課長



行政文書等の開示請求に係る意見照会への対応に関する事項等についての議決事項案

- 1 行政文書（法人文書のほか、衆議院、参議院及び国立国会図書館並びに地方公共団体が保有する文書を含む。）又は保有個人情報の開示請求に関する行政機関等から最高裁判所に対して意見照会があった場合の意見書の提出その他の対応に関する事項については、最高裁判所事務総長に委任されていることを確認する。
- 2 特定歴史公文書等（最高裁判所から移管したものを除く。）の利用の請求に関する国立公文書館等から最高裁判所に対して意見照会があった場合の意見書の提出その他の対応に関する事項については、最高裁判所事務総長に委任されていることを確認する。